

議案第3号

令和5年度青少年育成基金の一部処分（取崩）（案）について

1 一部処分の理由

預金等利率の低迷や県補助金の減額により、令和5年度の事業運営に重大な支障を来すため、青少年育成基金の一部を取り崩し事業運営に充てたいので、総会の決議を求める。

2 一部処分の額について

令和5年度一部処分額 4, 100, 000円

※処分後の基金予想残高 7, 865, 747円

（ 参 考 ）

一部処分額の取り扱いについて

- (1) 指定正味財産である青少年育成基金から4, 100, 000円を取り崩し、一般正味財産・経常増減の部に同額を振り替えて、事業運営に充てるものとする。